資料１

令和８年８月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会の開催について

令和８年９月11日
内閣府政策統括官（防災担当）決定
令和８年11月17日
一　部　改　正

（開催）

第１　令和８年８月千葉豪雨等において広範囲に発生した内水氾濫による被害を踏まえ、関係機関が連携して課題の検証を行い、内水氾濫を未然に防止するための治水対策、内水氾濫に備えたインフラ等の浸水対策、住民の避難行動を支援するための方策等について検討し、実効性のある対策を取りまとめることを目的として、「令和８年８月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（委員等）

第２　検討会の委員及び関係地方公共団体は、別紙のとおりとする。

（座長）

第３　検討会に座長を置く。

２　座長は、検討会の議事を総括する。

（事務局）

第４　検討会の事務局を、防災庁統括官（防災計画担当）付参事官（調査・企画担当）に置く。

（関係府省庁）

第５　議事に関係する府省庁は、検討会に出席し、意見を述べることができる。

（議事）

第６　検討会は、座長が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

２　座長は、検討会の議題等により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、検討会を開くことができる。

３　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を特別委員として検討会に出席させ、意見の陳述又は説明を求めることができる。

（議事要旨）

第７　事務局は、検討会の終了後、速やかに議事要旨を作成し、これを公表する。

（雑則）

第８　前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

別紙

令和８年８月千葉豪雨等を踏まえた内水氾濫対策検討会 委員名簿

（委員）　　（○は座長、五十音順、敬称略）

牛山　素行	静岡大学防災総合センター 教授
阪本真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
定池　祐季	東北学院大学地域総合学部政策デザイン学科 准教授
出世ゆかり	国立研究開発法人防災科学技術研究所 極端気象災害研究領域水・土砂防災研究部門 主任研究員
関根　正人	早稲田大学理工学術院 教授
関谷　直也	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長・教授
平林由希子	芝浦工業大学工学部土木工学課程 教授
廣井　　悠	東京大学先端科学技術研究センター 教授
福島　隆史	一般社団法人日本民間放送連盟報道委員会災害情報専門部会幹事 ＴＢＳテレビ創域報道本部報道局 解説委員
○ 矢守　克也	京都大学防災研究所巨大災害研究センター 教授

（特別委員）

田中　　淳	東京大学 名誉教授

（関係地方公共団体）

千葉県、千葉市

（関係府省庁）

防災庁、警察庁、消防庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、気象庁